

令和7年1月29日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第三号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 松岡二郎（文京支部）

処分年月日 令和7年1月29日（理事会議決日）

処分内容 廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む）  
（東京都行政書士会会則第23条第1項第三号）

処分理由 （違反している規則、会則）

- ① 行政書士法第9条（帳簿の備付及び保存）
- ② 東京都行政書士会会則第18条（会員の責務等）
- ③ 東京都行政書士会職務上請求書関係事務及び適正な使用に関する規程  
第3条第3項（取扱説明書等）、第12条第5項（記載）、第14条（事件簿への記録）  
第15条（使用済み控え綴りの保管）、第16条第1項及び第2項（適正な管理）、  
第23条第2項（不適切な職務上請求書の取扱い）

被処分者は、購入した2冊の職務上請求書を使用する際、原紙にパソコンを用いて印字し、ほとんどの控えを未記入のまま廃棄した。また、利用目的の種別欄等未記入理由書を提出したものの、依頼者の氏名・名称を正確に記載できなかった。

以上から多くの職務上請求書がどのような目的でどこに使用されたか、明確にわからない状況を作った。士業兼業者であるが、行政書士業務に関する事件簿を作成していない。

これらの行為について、問題意識がないと述べるなど、反省していない。

以上の理由から上記の処分を科す。